

平成29年 4月 1日

保健学研究科共通機器における受益者負担について

1. はじめに

保健学研究科機器管理委員会では、この度、研究科共通機器と登録・使用料金（受益者負担額）を決定しました。今後は登録・使用料金等に基づいて、ご負担をお願いいたします。

以下、受益者負担分を支払う場合の手続き等についてまとめましたので、ご一読いただきますようお願いいたします。

2. 機器の使用申し込み

機器の使用を希望する場合は、機器使用申込書（別紙様式1）、誓約書（別紙様式2）を保健学研究科事務に提出してください。学生の場合は、必ず賠償責任保険に加入してください。

3. 機器の使用

各機器には、機器管理責任者を置いています。機器を使用する日時が決まったら、機器管理責任者に許可又は承認を事前に得るようにしてください。各機器にはそれぞれ使用ルール等が定められています。機器を使用する際には、機器管理責任者の指示に従ってください。

4. 財源

(1) 本学の教職員もしくは指導教員を通して負担する学生等の場合は、「教員研究経費」「学部学生・大学院生経費」もしくは「寄附金」からの支払いとなります。経費は予算振替手続きとなります。

経費について、後日担当者から連絡します。

(2) 学外の方の場合は、請求書が発行されて支払う手続きとなります。